

し尿処理手数料の改定

～6月のくみ取り分から適用します～

多久市のし尿処理手数料は平成10年に改定後18年が経過しています。

現在、くみ取りによるし尿処理は、公共下水道等の整備が進み、収集量が減少したことで、物品・車輛等処理経費が増加しています。このため処理費用に見合ったし尿処理手数料となるよう、今回改定しました。また個人情報保護（世帯人員把握困難）等の理由から定額制を廃止します。

今後、市民のみなさんの生活環境向上に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

し尿処理手数料一覧

定額制	従量制	改定後	改定前
廃止	18ℓ未満は18ℓで計算 18ℓ以上は18ℓに引き上げ 【200円(税込)】	170円【1883円(税込)】	1世帯/月 2088円
			世帯員1人/月 【2089円(税込)】
			月1回を超える場合/回 556円
			便槽構造が相当量の水を必要とするものは世帯員1人当りの金額を加算 【600円(税込)】

◎対象は、多久市全域約3,600世帯（内、定額制世帯約360世帯）

◎委託業者を通じて、対象世帯に4月～5月中に改定内容通知チラシ配布

▼問い合わせ 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117

みんなで多久市をきれいにしよう！

6月5日(日)は県内一斉「ふるさと美化活動」の日

昨年は、各自治会や婦人会など、約3,500人が参加し、市内に捨てられていた約5トンのごみをみなさんの協力で回収しました。

清掃などの美化活動は、環境を守るためにみんなで出来る身近な活動です。

ぜひ、美化活動にご参加ください。
みなさんで多久市をきれいにしましょう。



高等職業訓練促進給付金の制度が改正されます

母子家庭のお母さんや、父子家庭のお父さんが、就職の際に有利な資格を取得するため、また修業期間中の生活の負担を軽減する目的で高等職業訓練促進給付金を支給します。制度改正により支給期間等が次のように変わります。

■支給期間 修業期間の全期間が対象

※支給期間が2年→3年に延長

■対象となる資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師
※1年以上修学する資格（調理師や製菓衛生師等）

※本人が仕事をしながら資格取得を目指す通信制の利用も対象になります

■手続き

事前に福祉課への相談が必要です。相談の結果、対象となる人は申請書を提出していただきます。

▼問い合わせ 福祉課 こども係 ☎75-6118

